［削る］

（地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条の二　地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに前条第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二　［略］

三　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四　［略］

五　火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、火薬類の爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六　［略］

七　第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ　［略］

ロ　放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質で覆うこと。

ハ　放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ニ　［略］

八・九　［略］

十　火薬庫の土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、火薬庫の土かぶりの土には、火薬庫に付随する設備を含まないものとすること。

十一　［略］

（二級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十六条　地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとすること。

［削る］

二　火薬庫には、できるだけ第三十条に規定する避雷装置を設けること。

三　火薬庫の周囲は、できるだけ第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

四　［略］

八　火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

（地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条の二　地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二　［略］

三　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四　［略］

五　火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六　［略］

七　第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ　［略］

ロ　放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。

ハ　放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。

ニ　［略］

八・九　［略］

十　土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附随する設備を含まないものとする。

十一　［略］

（二級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十六条　地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一　火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

一の二　小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

二　火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。

三　火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。

四　［略］